令和8年10月30日

田島船津川産業用地造成事業包括的民間委託
質問回答書（資格要件調査）

※参加表明書及び資格要件確認以外に関する質問は、省略してあります。なお、省略した質問につきましては、STEP2　事業提案書作成に必要な質疑回答の際に、改めて回答いたします。

No.	質問事項	回答
1	契約約款について、佐野市HP「建設工事契約関係様式一覧」に掲載された約款（工事 保証免除_R8.4.1）及び「業務委託（測量・設計・建設コンサルト）契約関係様式一覧」に掲載された約款（業務委託約款 保証免除）を使用する認識でよろしいでしょうか（各業務、履行保証保険証券を提出予定）。	契約約款については、本業務の契約内容及び業務区分に応じ、佐野市が定める契約約款等を基本として適用する予定です。適用する契約約款及び契約保証の取扱いを含む契約条件の詳細については、優先交渉権者の選定後、契約締結に向けた協議の中で適宜、契約書の条項を追加・修正して決定します。
2	様式2により共同企業体の組成を把握するため、今回はJV協定書の提出は不要の認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。参加表明書及び資格要件確認書類の提出時において、共同企業体協定書の提出は不要です。共同企業体の構成については、様式2により確認します。
3	実施要領 8.契約に関する事項 (3)契約保証金　は、履行保証保険により免除される認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出した場合は、契約保証金の納付を免除します。
4	募集要項 5. 基本協定　(1)基本協定の締結　について、「共同企業体が優先交渉権者となった場合は、代表企業が基本協定を締結するものとする」と記載がありますが、代表企業のみ署名捺印する認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。共同企業体が優先交渉権者となった場合は、共同企業体を代表して代表企業が基本協定を締結するものとし、基本協定への記名・押印は代表企業のみを予定しています。
5	募集要項20P 様式7事業費縮減の文中の「概算事業費」とは、今回業務の支払限度額2,013,188千円（税込）の認識でよろしいでしょうか。また、「対象事業費の額」とは、概算事業費の「縮減額」の認識でよろしいでしょうか。加えて、当「縮減額」は基本設計を基にしたものであり、詳細設計後に再度協議する認識でよろしいでしょうか。	「概算事業費」は、本業務の支払限度額2,013,188千円（税込）を指します。「対象事業費の額」は、概算事業費のうち、提案する事業費縮減の対象となる業務又は工事の額を記載してください。「縮減額」を記載するものではありません。 また、提案する縮減額については、現時点の設計条件等に基づき算定してください。優先交渉権者の選定後、実施設計等により数量、仕様その他の条件に変更が生じた場合は、その内容を踏まえ、市と受託者で協議の上、決定します。
6	募集要項20P 様式6「関連事業調整」の提案をおこなうため、関連事業（河川事業他）の情報をいただけますでしょうか。	STEP2　事業提案書作成に必要な質疑ではございますが、関連事業の情報につきまして、他事業者の了解が得られたため別途情報提供いたします。提供方法につきましては、募集要項P22.9.配布資料 に記載の方法と同様といたします。
7	募集要項20P 様式6「関連事業調整」の公共残土について、現時点で想定している公共残土がある場所とその量についてご教示ください。また、様式6「関連事業調整」において「盛土材の確保方針」との記載がありますが、上記公共残土との関連性をご教示ください。	現時点では、公共残土の発生場所及び数量は確定しておりません。様式6「関連事業調整」の「盛土材の確保方針」については、公共残土の活用を含め、必要となる盛土材を確実かつ経済的に確保するための方策を提案してください。なお、公共残土の活用については、今後の発生状況、土質、搬入時期等を踏まえ、市と受託者で協議の上、決定します。
8	別紙1（1）2.施設物の調査等　について、産廃・残土・残置物等の市による目視の調査も実施済みの認識でよろしいでしょうか。また、開示されていない残置物等が発見された場合は、別途協議いただく認識でよろしでしょうか。	市が実施した調査は、現地において目視可能な範囲で行ったものです。今後、工事等の実施に伴い、事前に確認できなかった産業廃棄物、残土、残置物等が発見された場合は、その内容、処理方法及び費用負担等について、市と受託者で協議の上、決定します。
9	別紙1（1）3.「公共施設整備の計画調査」と4.「公共公益施設の計画調査」について、「受託者の業務」欄に記載の「管理者等協議調整、説明」は、実施設計レベルでの「管理者等協議調整、説明」であり、協議自体は市で行う認識でよろしいでしょうか。また、要求水準書5.1.8（1）工事計画に記載のとおり「管理者設計協議の調整は市が行う」認識でよろしいでしょうか。加えて、基本設計レベルでの管理者・企業者等との協議調整は終わっている認識でよろしいでしょうか。また、「管理者等協議調整」について具体的にはどのような内容の業務になりますでしょうか。 別紙1（11）の上水道事業については、上記とは別に市により協議調整、協議を行う認識でよろしいでしょうか。	管理者等との協議主体は市とし、受託者は、実施設計等の内容に応じ、協議に必要となる資料の作成、技術的検討、協議への同席、協議結果の設計への反映等の支援を行うものとします。なお、基本設計段階で実施した協議内容についても、実施設計の進捗や関係機関との調整状況に応じ、追加又は再協議が必要となる場合があります。 また、上水道事業についても、市が協議主体となり、受託者は必要な資料作成や技術的支援等を行うものとします。
10	別紙1（6）3仮換地指定について、③仮換地指定通知書作成および通知　については公示送達は無い認識でよろしいでしょうか。また、④現地引継ぎの立会　について引継図書は使用収益開始通知の認識でよろしいでしょうか。	公示送達については、必要が生じた場合は市が対応します。 また、現地引継ぎの立会いについては、仮換地指定通知書、使用収益開始通知書その他必要な図書を用いて行うものとし、具体的な方法については市と受託者で協議の上、決定します。
11	別紙1　6P下段2つ目と3つ目の※印「※役割分担が必要な業務が新たに発生した場合については、類似の記載項目を参考に両者協議の上、決定するものとする。」「※精算方法等が未定の項目は、実施回数や出来高を基に別途協議の上、決定するものとする。」について、協議し合意のうえで決定する認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。新たに役割分担が必要となる業務については、類似する業務の役割分担を参考に、市と受託者で協議の上、決定します。また、精算方法等が未定の項目については、実施回数や出来高等を踏まえ、市と受託者で協議し、合意の上、決定します。

No.	質問事項	回答
12	別紙1　7Pの※印「※換地処分に関する業務、清算金の徴収及び交付金の準備に関する業務、町名・地番整理に関する業務、登記に関する業務は別途、市で実施予定。」について、換地計画に関する業務も市で実施予定の認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。換地計画の作成については、本包括的民間委託業務には含まず、市が別途発注する予定です。なお、換地処分、清算金、町名・地番整理及び登記についても、市が別途実施する予定です。
13	要求水準書5.1業務分担一覧については、別紙1「委託内容と役割分担」と合致していないため、募集要項　3. 業務概要 (5)包括委託の範囲　と同様に、『別紙1「委託内容と役割分担」のとおり』の認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。本業務の包括委託の範囲及び役割分担については、募集要項 別紙1「委託内容と役割分担」のとおりとします。 基本的な役割分担として、受託者は資料作成、技術的検討、協議調整・説明、設計、施工等を行い、市は施行者として必要な決定、確認、関係機関との協議及び手続処理等を行うものとします。なお、新たに役割分担が必要となる業務については、類似する業務の役割分担を参考に、市と受託者で協議の上、決定します。
14	要求水準書5.1.1(3)測量　について縦横断測量は道路部分のみの認識でしょうか？宅地も含む認識でしょうか？また、追加の基準点に水準測量 の追加は不要でしょうか？	宅地部分に係る縦横断測量については、造成工事の一環として行われるものと認識しています。実施設計及び施工に必要となる範囲で各々実施するものとします。また、基準点及び水準測量については、既存の測量成果を確認し、市と受託者で協議の上で実施設計及び施工に必要となる場合は追加して実施するものとします。
15	要求水準書5.1.4所管行政官公署に対する協議、届出及び交付に関する業務　について「必要に応じて関連協議への参加及び資料作成等の支援を行うものとする」との記載がありますが、こちらの作業を発注者・受注者合意のうえ実施した場合、その費用の精算方法についてご教示ください。	関係行政機関との協議への参加及び資料作成等の支援については、本業務に含まれるものとし、原則として別途精算は行いません。ただし、当初想定していない業務が新たに発生した場合は、その業務内容及び費用等について、市と受託者で協議の上、決定します。
16	要求水準書5.1.6(2)換地設計　について、相続関係調査は不要の認識でよろしいでしょうか。また、(3)仮換地指定　については、地権者対応・公示送達も市の業務に含まれる認識でよろしいでしょうか。	相続関係調査については、本業務の対象外とします。 また、仮換地指定に係る地権者への通知、公示送達その他施行者として行う手続は市が実施します。受託者は、仮換地指定に必要な図書の作成、資料作成及び技術的支援等を行うものとします。
17	要求水準書5.1.8(1)工事計画　について、「工事に伴う発注計画及び防災計画を策定する。」と記載がありますが、5.1業務分担一覧と相違しています。募集要項　3. 業務概要 (5)包括委託の範囲　と同様に、『別紙1「委託内容と役割分担」のとおり』の認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。工事計画に関する業務範囲及び役割分担については、募集要項 別紙1「委託内容と役割分担」のとおりとします。
18	要求水準書5.1.8(2)2)b) 土工計画～　について、「不足する盛土材については、調達方法及び搬入計画を検討すること」と記載がありますが、設計上は購入土ではなく公共残土の前提であるため、不足土については公共残土活用の認識でよろしいでしょうか。	不足する盛土材については、公共残土の活用を基本として検討するものとしますが、各企業が所有する残土の一体的な計画利用等の提案を求めるものです。なお、公共残土の発生状況、土質、数量、搬入時期等を確認した上で、使用の可否及び搬入計画等について、市と受託者で協議の上、決定します。また、土質については、県の「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」や国土交通省の技術基準「発生土利用基準」、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壌環境基準」に基づき、最適な土質を受け入れることとします。
19	要求水準書5.1.8(2)3)c) 排水計画　について、「区域内の雨水側溝は仮側溝とし、立地企業において敷地内排水施設を整備することを想定している」と記載がありますが、この文章における「区域内」は当地区における各「街区内」の認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。要求水準書5.1.8(2)3)c)に記載する「区域内」とは、各街区内を指します。各街区内の雨水側溝については仮側溝とし、立地企業において敷地内排水施設を整備することを想定しています。
20	要求水準書5.1.9(1)2)施設整備　について、「管理施設」と記載がありますが地区内における、①ガスの移設・新設工事は無い認識でよろしいでしょうか？、②汚水は浄化槽処理のため公共施設内に施設配置は無い認識でよろしいでしょうか？、③新設交差点（交差点改良・信号設置等）は警察協議により決定・作業追加の認識でよろしいでしょうか？また、電線・電柱移設など電力関係は電力会社への移設費の支払い等もあるため、市にて実施する認識でよろしいでしょうか。	① ガスについては、現時点では地区内における移設・新設工事は想定していません。 ② 汚水については、各立地企業による浄化槽処理を想定しており、本事業による公共施設内への汚水処理施設の整備は想定していません。 ③ 新設交差点に係る交差点改良、信号機設置等については、関係機関との協議結果を踏まえて対応するものとします。協議の結果、本業務に追加して実施する必要が生じた業務については、市と受託者で協議の上、その取扱いを決定します。 ④ 電線・電柱等の移設については、受託者が関係事業者との協議調整に必要な資料作成等を行い、市が関係事業者との協議及び必要な費用負担等の手続を行うものとします。
21	要求水準書5.1.9(1)2)施設整備　について、「本地区内にある構造物の撤去、立木の伐採等を実施すること」とありますが、これらの撤去・処分に対する同意は市において所有者より取得する認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。構造物の撤去、立木の伐採等について、所有者の同意が必要となる場合は、市が所有者との調整及び必要な同意の取得を行います。受託者は、市が必要な同意を取得した後、当該構造物の撤去、立木の伐採等を実施するものとします。
22	要求水準書5.1.9(1)4)確定測量業務　について、「現況測量」とありますが、別紙1（1）5③調査測量に記載のとおり、現況測量は実施済みの認識でよろしいでしょうか。	造成前の現況測量は実施済みです。ただし、造成後に要求水準書5.1.9に定める現況測量及び出来形確認測量等を実施するものとします。
23	要求水準書5.1.9(1)5)その他　について、「新たに必要となった業務については、市と協議のうえ、実施すること」とありますが、精算方法もふまえ合意後に工事着手する認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。新たに必要となった業務については、市と受託者で業務内容、役割分担及び精算方法等について協議し、合意の上、実施するものとします。
24	要求水準書5.1.12「その他本事業にかかわる事務局又は技術的処理に関する一切の業務」について、市庁舎への常駐は無い認識でよろしいでしょうか。常駐前提であれば「週〇日の前提」などの設計条件や、場所・職場環境の提供条件（机・椅子・資料置場など）をご教示ください。	ご認識のとおりです。本業務の実施に当たり、市庁舎への常駐は求めません。なお、業務上必要となる協議、打合せ等については、市の求めに応じて対応するものとします。

No.	質問事項	回答
25	要求水準書5.1.12について、「その他本事業にかかわる事務的又は技術的処理に関する『一切』の業務」とありますが、基本的に『一切』とは契約書上で具体に発注・記載されているものを対象とし、発注・記載されていないものについては別途指示を受け、精算方法も含めて市・受託者協議・合意のうえ、実施するものとする認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。「一切の業務」とは、本業務の契約図書に定める業務及びこれらの業務を遂行するために通常必要となる付随業務を対象とするものです。契約時に想定していない新たな業務が必要となった場合は、その業務内容、役割分担及び費用等について、市と受託者で協議し、合意の上実施するものとします。
26	要求水準書5.1.12(4)審査請求、各種証明書等作成、その他事務局業務　について、「審査請求に伴う資料作成、その他事務局での資料作成・協議調整等を行う」とありますが具体には記載されていないため、別途指示を受け、精算方法も含めて市・受託者協議・合意のうえ、実施するものとする認識でよろしいでしょうか。また、この場合の精算例についてご教示ください。	審査請求に伴う資料作成その他事務局業務について、本業務の契約図書に定める業務及びこれらの業務を遂行するために通常必要となる付随業務は、本業務に含むものとします。契約時に想定していない新たな業務が必要となった場合は、その業務内容、役割分担及び費用等について、市と受託者で協議し、合意の上実施するものとします。なお、精算方法については、当該業務の内容、数量、実施回数等に応じて、市と受託者で協議の上、決定します。
27	要求水準書11～12Pの「実施体制及び各業務における実施者」について、専任の記載がないものは兼任可能の認識でよろしいでしょうか。また、常駐の記載がないものは常駐不要の認識でよろしいでしょうか（別紙参照）。	各種法令及び佐野市建設工事における技術者配置基準に基づき、適切な配置をお願いします。
28	工事について共同企業体で契約を取り交わす場合、共同施工方式の認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。工事を共同企業体で実施する場合は、共同企業体の各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とします。
29	JV構成員の最低出資比率については特段の定めが見当たりませんので、佐野市建設共同企業体取扱要綱は適用されない認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。本事業における共同企業体については、佐野市建設共同企業体取扱要綱は、原則として、適用されません。なお、共同企業体の構成員の出資比率について、最低出資比率は定めません。
30	優先交渉権者に選定された場合、貴市と弊社において「基本協定の代表企業」と「工事JVの代表構成員」及び「調査設計の単独契約者」を兼務する形で協定・契約を締結できる認識でよろしいでしょうか。	基本協定の代表企業と工事を担当する共同企業体の代表構成員を同一企業とすることは可能です。また、当該企業が調査設計業務を担当することも可能です。具体的な契約形態については、募集要項5.(3)～(5)に基づき、優先交渉権者の組織形態、業務分担及び提案内容を踏まえて決定します。
31	要求水準書11P6.2.4照査技術者の項目に、「また、業務内容に応じて次の有資格者を配置すること。技術士、RCCM、土地区画整理士」との記載がありますが、照査技術者に関する内容でしょうか、それとも照査技術者とは別途の技術者についての内容でしょうか。	当該記載は、照査技術者とは別に配置する技術者に関するものです。業務内容に応じて、技術士、RCCM又は土地区画整理士等の必要な資格を有する技術者を配置してください。なお、当該有資格者については、他の配置予定技術者との兼任を可能とします。ただし、法令等により専任が求められる場合を除きます。
32	当地区内公共施設設計（基本設計・実施設計）のとりまとめ・窓口は佐野市企業誘致課の認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。本事業に係る公共施設設計の取りまとめ及び市の窓口は、佐野市企業誘致課とします。なお、道路、河川その他の公共施設管理者等との協議については、佐野市企業誘致課を窓口として、関係部署及び関係機関と調整を行うものとします。
33	新たに地中埋設物（障害物）・産廃等が出た場合は、精算方法をふくめて別途協議を行い、新たな工事になる旨の指示書をいただき精算方法も含めて合意後に工事着手を行う認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。事前に確認できなかった地中埋設物（障害物）、産業廃棄物等が新たに確認された場合は、その処理方法、費用負担及び精算方法等について、市と受託者で協議し、合意の上、対応します。なお、新たな工事として実施する必要がある場合は、市から必要な指示を行い、双方の合意後に当該工事を実施するものとします。
34	参加表明書および資格要件確認書類の提出について、書類のサイズ（A4サイズのみ、またはA3サイズを折り込んだ形式でも可か）、提出部数、ならびに書類の綴じ方をご教示いただけますでしょうか。	参加表明書及び資格要件確認書類は、原則としてA4判で作成してください。ただし、図表等でA4判では内容の確認が困難なものについては、A3判を折り込むことも可とします。提出部数は1部とし、書類は様式番号順にまとめ、左綴じとしてください。
35	会社案内パンフレットの提出にあたり、原本（冊子）での提出が必要か、またはコピーでも提出可能かについてご教示いただけますでしょうか。	会社案内パンフレットについては、会社概要等の内容が確認できるものであれば、原本（冊子）に限らず、コピーでの提出も可とします。
36	佐野市の一般競争入札参加資格者名簿には代表取締役名義で登録しておりますが、支店長へ権限を委任したうえで本プロポーザルに参加することは可能でしょうか。 あるいは、本プロポーザル参加時は代表取締役名義とし、契約締結時に代表取締役から支店長へ契約締結権限を委任することは可能でしょうか。ご教示いただけますでしょうか。	いずれも可能です。代表取締役から支店長へ権限を委任する場合は、委任する権限の範囲を明記した委任状を提出してください。
37	資格要件確認書類として求められている納税証明書について、電子納税証明書による提出の可否をご教示ください。	電子納税証明書による提出も可とします。なお、電子納税証明書を提出する場合は、内容が確認できるよう出力したものを提出してください。
38	基本協定における各種条件については、締結前に別途協議の機会をいただけるとの認識でよろしいでしょうか。また、基本協定（案）について、現時点でご提供いただくことはできますでしょうか。【募集要項　5. 基本協定（1）基本協定の締結】	基本協定については、優先交渉権者の決定後、締結に向けた協議を行う予定です。ただし、公募条件及び提案内容を変更することを目的とした協議ではありません。なお、基本協定（案）については、優先交渉権者の決定後に提示する予定です。
39	協議の結果、価格その他本工事請負契約の締結に必要な条件について合意に至らなかった場合、貴市と当社間において将来発生する取引に影響するようなペナルティ等はないとの認識でよろしいでしょうか。【募集要項5. 基本協定（4）工事請負契約の締結】	価格その他の契約条件について誠実に協議を行った結果、合意に至らず契約締結に至らなかった場合、そのことのみを理由として、将来の本市との取引に影響するペナルティを課すことはありません。ただし、募集要項、基本協定その他の関係規定に違反した場合は、この限りではありません。

No.	質問事項	回答
40	当社の設計については、当社の施工技術をもとに計画し、施工部署と連携して業務を進めることを前提に、品質、工程、工費等を検討するため、当社JVの施工を伴わない設計単独の業務は原則としてお引き受けしかねます。 また、当社が設計した図面をもって、当社JV以外が施工した場合に、設計者の意図通りに完成するとは限らないため、品質・工期・工事費用等に責任を負いかねます。このため、当社JV以外が施工する場合には、施工会社もしくは別の設計者の責任をもって、設計図書を完成していただきたく存じます。改めて計画、設計していただくことが目的であり、他社による施工を制限する意図ではございません。 以上のことから、 当社優先交渉権者選定後、交渉が不成立となり工事請負契約の締結に至らなかった場合、当社は設計成果物に関する責任を負いかねますので、以下の事項について承諾いただけますでしょうか。 1. 貴市及び当社の間で工事請負契約が不成立または解除となった場合は、貴市又は当社は、調査設計業務委託契約を解除できるものとする。 2. 前項により設計業務委託契約が解除された場合の措置は、次の各号のとおりとする。 (1)貴市は、交付済み図書に契約不適合がある場合といえども、履行の追完、報酬の減額及び損害の賠償を請求することはできない。 (2)貴市が交付済み図書を利用する場合、交付済み図書の内容を全て貴市又は貴市から再委託を受けた第三者の責任において精査のうえ利用するものとし、交付済み図書について当社の氏名を表示してはならない。 (3)貴市の交付済み図書の利用については、利用の結果を含め名目の如何を問わず、当社は貴市及び第三者に対し責任を負わない。 (4)当社は、貴市に対し調査設計業務委託契約について、債務の本旨に従って履行した割合に応じた報酬の支払を請求することができる。 3. 調査設計業務委託契約に定める当社の設計業務の履行完了後においても、貴市及び当社の間で本件委託業務に関する施工契約が締結されないことが明らかになった場合、前二項を適用する。 【募集要項5. 基本協定(4)工事請負契約の締結】	ご質問にある「当社JVの施工を伴わない設計単独の業務」、「当社JV以外が施工した場合」は、今回の包括委託業務において想定しておりません。単独企業もしくは共同企業体による契約となるため、JV以外の設計や施工はないと認識しています。
41	施行区域、土地利用計画等の基本的な項目は確定済みで、データの提供はいただける考えでよろしいでしょうか。	募集要項P22.9.配布資料に基づき、必要な資料は提供いたします。なお、今後の協議及び実施設計等により変更となる場合があります。
42	道路占有者との調整、メンバー等は確定していますでしょうか。現在占有していないが、施行後占有希望者等の確認等は実施済みでしょうか。	既存の道路占用物件については、現時点で把握している内容を基に業務を実施するものとします。道路占用者との具体的な調整については、今後、設計内容等に応じて実施します。また、事業施行後に新たに道路占用を希望する事業者等については、現時点で確定しておりません。今後、新たな占用希望が確認された場合は、必要に応じて関係者との調整を行うものとします。
43	別紙1(1)調査及び測量において、1. 土地及び建物調査は佐野市で過年度実施済みとの事ですが、いつ時点での調査でしょうか？また、その時点の調査により業務を実施する認識でよろしいでしょうか？加えて、測量に関するデータはご提供いただけますでしょうか。	土地及び建物調査については、令和7～8年度に市が実施した調査成果を基本として業務を実施するものとします。また、市が保有する既存の測量成果及び測量データについては、本業務の実施に必要な範囲で受託者に提供します。なお、既存成果では不足する場合又は現況との相違が確認された場合は、必要な追加調査及び測量を実施するものとします。
44	別紙1(6)仮換地指定に関する業務　1. 従前土地地積の決定　及び2. 換地設計は、市と協議の上決定することとなっていますが、仮換地指定等に関連する縦覧は佐野市で行う認識でよろしいでしょうか(補償物件等の対応も同様)。	ご認識のとおりです。仮換地指定等に関連して施行者が行う必要のある縦覧、通知その他の法定手続については、市が実施します。受託者は、これらの手続に必要となる資料の作成及び技術的支援等を行うものとします。補償物件等についても、権利者との協議及び必要な手続は市が行い、受託者は必要な資料作成等の支援を行うものとします。
45	土質調査については既存の資料の他に追加で調査が必要な場合は、佐野市と協議を行い費用精算も含めて合意のうえで着手する認識よろしいでしょうか。	既存の調査資料を確認した結果、本業務の実施に当たり追加の土質調査が必要となった場合は、調査の必要性、内容、数量及び費用等について市と受託者で協議し、合意の上実施するものとします。
46	工事費の算定にあたっては、必要な資料は要求水準書　7. 資料の貸与により、佐野市より提供していただきたいのですがよろしいでしょうか。必要資料(図書)とは以下の通りです。「土木工事標準積算基準書(共通編)　栃木県県土整備部」「土木工事標準積算基準書(河川・道路編)　栃木県県土整備部」「積算参考資料　栃木県県土整備部」「公共工事実施設計労務資材単価表　栃木県」	市が保有し、貸与可能な資料については、要求水準書7「資料の貸与」に基づき貸与します。なお、一般に入手可能な基準書等については、本プロポーザル参加者において準備するものとします。また、ご質問いただいた資料の中には、原則非公開となる資料も含まれると思われます。

No.	質問事項	回答
47	申し送り事項としてあがっている項目(土地利用計画、道路設計、整地設計、排水及び用水計画、調整池計画、公園緑地設計、供給施設設計、国道50号の横断管切回し検討)は、現段階で令和7年度基本設計＋令和8年度修正設計と基本設計レベルまでの管理者協議済みの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。申し送り事項に記載する各項目については、令和7年度基本設計及び令和8年度修正設計の成果並びにこれまでの関係管理者等との協議内容を引き継ぐものとします。なお、今後の実施設計の内容等に応じて追加又は再協議が必要となる場合は、必要な協議を行うものとします。
48	資格要件確認書類として提出する「納税証明書」について、申請者が所在する事業所所在地に係る証明書の提出でよいかご教示ください。 例えば、事業所所在地が東京都内の場合、都道府県税は東京都、市町村税は当該所在地の区市町村が発行する納税証明書を提出する理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。申請者となる事業所の所在地に係る納税証明書を提出してください。都道府県税については当該事業所が所在する都道府県、市区町村税については当該事業所が所在する市区町村が発行する納税証明書を提出してください。
49	資格要件確認書類として提出する「会社の登記事項証明書」について、提出書類は「現在事項全部証明書」との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	「現在事項全部証明書」を提出してください。
50	実績としての事業計画書については事業計画書のみでよろしいでしょうか、図面なども必要でしょうか。ご教示ください。	事業計画書のみで、資格要件として求める実績の内容が確認できる場合は、図面等の添付は不要です。ただし、事業計画書のみでは実績の内容が確認できない場合は、当該内容を確認できる図面その他の資料を添付してください。
51	実績確認の資料としては、契約書の写しもしくはコリンズ等の認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。実績を確認できる資料として、契約書の写し、CORINS登録内容確認書等を提出してください。なお、これらの資料のみでは資格要件として求める実績の内容が確認できない場合は、業務内容、規模等が確認できる仕様書、図面その他の資料を併せて提出してください。
52	別紙1「委託内容と役割分担」(8)１工事計画における防災計画はどのような内容でしょうか。ご教示ください。	防災計画は、工事期間中における区域内及び周辺地域の安全確保を目的として、雨水排水、土砂流出防止、法面・盛土等の安全対策、異常気象時の対応及び緊急時の連絡体制等について定めるものです。
53	業務実績（施工・業務）について、実績根拠となる資料は事業計画書と業務代行協定書でよろしいでしょうか。ご教示ください。	事業計画書及び業務代行協定書により、資格要件として求める実績の内容及び規模等が確認できる場合は、それらを実績確認資料として提出していただいて差し支えありません。確認できない場合は、実績を確認できる資料を追加で提出してください。
54	今回質疑への10/30の市回答が不明確と弊社がとらえた場合の再確認方法についてご教示ください。	今回の質問回答に対する再質問は受け付けません。ただし、回答内容について補足又は訂正が必要と市が判断した場合は、市ホームページ等において公表します。
55	代表企業となる構成員について、要件（②又は③のいずれかを満たす者であること、担当業務の指定等）はありますか。調査設計業務を担当する構成員が代表企業となることも可能でしょうか。【募集要項 p.7 4.(1) 参加者の構成】	代表企業について、担当業務の指定はありません。募集要項に定める参加資格を満たす構成員であれば、調査設計業務を担当する構成員が代表企業となることも可能です。
56	「地域企業は佐野市内に本店機能を有する企業とする」とありますが、これは商業登記上の本店所在地が佐野市内にある企業を指し、本店が市外にあり佐野市内に支店・営業所のみを有する企業は該当しないとの理解でよろしいでしょうか。【募集要項 p.7 4.(1) 地域企業】	ご認識のとおりです。「地域企業」とは、佐野市内に本店を有する企業をいい、本店が市外にあり、佐野市内に支店又は営業所のみを有する企業は該当しません。
57	「参加者は地域企業の積極的な参画に努めるものとする」とありますが、これは努力義務であり、構成員に地域企業を含まない共同企業体又は単独企業であっても参加資格は認められるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、地域企業の参画の有無は様式8の評価においてのみ考慮されるとの理解でよろしいでしょうか。（共同企業体の構成員は参加表明後に変更できないため、構成員の選定に必要な事項として本段階でお伺いするものです）【募集要項 p.7 4.(1) 地域企業の参画】	ご認識のとおりです。地域企業の参画は参加資格上の必須要件ではなく、地域企業を構成員に含まない場合でも、募集要項に定める参加資格要件を満たしていれば参加可能です。地域企業の参画については、様式8における地域企業の活用及び発注計画・発注割合の評価において考慮します。
58	構成員以外の協力会社（下請負人・再委託先）について、次の点をご教示ください。 ①同一の企業が複数の参加者の協力会社となることは可能でしょうか。 ②ある参加者の構成員である企業が、他の参加者の協力会社となることは可能でしょうか。 ③協力会社として参画する地域企業は、構成員でなくとも「地域企業の活用及び発注計画・発注割合」の対象として扱われるとの理解でよろしいでしょうか。（共同企業体の構成員は参加表明後に変更できないため、構成員の選定に必要な事項として本段階でお伺いするものです）【募集要項 p.7 4.(1) 協力会社】	①同一企業が複数の参加者の協力会社となることは可能です。 ②参加者の構成員となっている企業が、他の参加者の協力会社となることは認めません。ただし、優先交渉権者との契約締結後に、受注者の協力会社となることは制限いたしません。 ③地域企業については、共同企業体の構成員に限らず、協力会社、下請負人又は再委託先として活用する場合も、様式8「地域企業の活用及び発注計画・発注割合」の評価対象とします。
59	次の登録等は参加資格として必要でしょうか。必要な場合は、必要となる時点（参加表明時・契約時）もあわせてご教示ください。 ①佐野市の競争入札参加資格者名簿（建設工事／測量・建設コンサルタント等）への登録 ②調査設計業務を担当する構成員の測量業者登録（測量法）及び建設コンサルタント登録（登録部門の指定の有無を含む）【募集要項 p.7～8 4.(2) 参加者の資格要件】	①佐野市の競争入札参加資格者名簿への登録は、本プロポーザルの参加資格要件としては求めません。 ②佐野市の競争入札参加資格者名簿への登録及び建設コンサルタント登録は、本プロポーザルの参加資格要件としては求めません。 また、測量業者登録についても参加表明時の資格要件としては求めませんが、実際の業務実施に当たっては、測量法その他関係法令に基づき必要となる資格・登録等を満たすものとします。
60	「面的整備の測量、実施設計の受託実績を有すること」について、測量と実施設計の実績は同一の事業におけるものである必要がありますか。それぞれ別の事業における受託実績でもよろしいでしょうか。【募集要項 p.8 4.(2)③ 測量・実施設計】	同一の事業における実績である必要はありません。面的整備の測量及び実施設計について、それぞれ別の事業における受託実績でも可とします。

No.	質問事項	回答
61	次の受託形態は実績として認められますか。 ①共同企業体（設計共同体）の構成員としての受託 ②組合施行の土地区画整理事業における組合又は業務代行者からの受託 ③元請からの下請（再委託）としての受託 また、様式3-2には「平成28年以降」とありますが、この期間の制限は資格要件③の実績にも適用されますか。適用される場合、基準は契約日・履行期間の始期・終期のいずれでしょうか。【募集要項 p.8 4.(2)③／様式3-2】	①及び②については、当該構成員が担当した業務内容が確認でき、資格要件を満たす実績であれば認めます。③の下請（再委託）としての実績は対象外とします。 また、資格要件③及び様式３－２の対象となる実績は、完了済みのものは平成28年以降に完了した業務実績、現在履行中のものは平成28年以降に着手した業務実績とします。
62	会社名欄に「（代表企業）」とありますが、記載できる実績は代表企業の実績に限られますか。共同企業体の場合、当該実績を有する構成員（代表企業以外を含む）の実績を記載してよろしいでしょうか。その場合、「代表的な実績…5事業まで」は参加者全体で5事業か、構成員ごとに5事業か、また様式を構成員ごとに作成してよいかをご教示ください。【様式3-1・3-2 会社名欄】	代表企業以外の構成員の実績についても記載可能です。様式３－１及び様式３－２は、実績を有する構成員ごとに作成してください。また、参加者全体で合計5事業まで記載してください。
63	「全体実績数（施工中・施行中も含む）」の数え方について、同一の事業で複数年度・複数契約を受託している場合は1件として数えるのか、契約数で数えるのかご教示ください。また、様式3-1・3-2の「平成28年以降」は、契約日・着手日・完成日のいずれを基準とするのかご教示ください。【様式3-1・3-2 実績件数・期間】	同一事業において複数年度又は複数契約に分かれている場合であっても、一連の事業として実施したものは1件として数えてください。 また、対象となる実績は、完成又は完了済みのものは平成28年以降に完成又は完了した実績、現在施工中又は履行中のものは平成28年以降に着工又は着手した実績とします。
64	共同企業体による施工実績の取扱いについて、出資比率等の条件の有無、及び記載する施工面積・土工量は工事全体の数量か出資比率で按分した数量かをご教示ください。また、「造成工事」には土地区画整理事業及び開発行為による造成工事のほか、工業団地等の造成を目的とした公共工事（道路・調整池等を含む一体の工事）を含むとの理解でよろしいでしょうか。【様式3-1 造成工事施工実績】	共同企業体の構成員として施工した実績について、出資比率による制限は設けません。施工面積及び土工量は、当該共同企業体が施工した工事全体の数量を記載してください。 また、「造成工事」には、土地区画整理事業及び開発行為による造成工事のほか、工業団地等の面的な造成を目的として、道路、調整池等を一体的に整備した工事を含むものとします。
65	業務実績（造成工事実績・調査設計業務実績 各5点）の評価は、記載された代表的な実績の規模（最大値）によるのか、件数・合計規模によるのか、評価の考え方をご教示ください（様式3-1・3-2は資格要件調査時に提出するため、本段階でお伺いするものです）。【募集要項 p.21 8.(4) 選定基準 業務実績】	業務実績については、募集要項8．(3)及び8．(4)に定める評価の視点及び選定基準に基づき評価します。造成工事実績については造成規模（土工量等）、調査設計業務実績については面的整備における測量・実施設計等及び土地区画整理事業における換地業務等の実績を評価します。
66	8.(2)では「審査は、参加者の資力及び信用力を踏まえ」て行うとされる一方、7.(2)2)6.では「業務実績（様式3-1、様式3-2）を除き、調査結果は提案競技審査には影響しない」とされています。資力及び信用力は、資格要件の適否の判断にのみ用いられ、提案競技審査の評価点には反映されないとの理解でよろしいでしょうか。また、資力及び信用力について最低基準（経営事項審査の総合評定値、財務指標等）はありますか。【募集要項 p.19 8.(2)／p.15 7.(2)2)6.】	ご認識のとおりです。資力及び信用力に関する調査結果は、参加資格の確認に用いるものであり、提案競技審査の評価点には反映しません。また、経営事項審査の総合評定値や財務指標等について、募集要項に定めるもの以外の最低基準は設けていません。
67	提出書類について次の点をご教示ください。 ①提出部数（正本・副本の別）、綴じ方（構成員ごとの区分等）及び電子データの要否 ②会社の登記事項証明書は、履歴事項全部証明書・現在事項全部証明書のいずれでもよろしいでしょうか。 ③財務諸表は単体でよろしいでしょうか。有価証券報告書の写しで代えることは可能でしょうか。 ④経営事項審査結果通知書は、参加表明書提出期限日において有効な最新のものでよろしいでしょうか。【募集要項 p.14 7.(2)2) 提出書類】	①提出部数は1部とし、様式番号順にまとめて左綴じとしてください。電子データの提出は不要です。 ②現在事項全部証明書を提出してください。 ③財務諸表は単体のものを提出してください。 ④経営事項審査結果通知書は、参加表明書提出期限日において有効な最新のものを提出してください。
68	納税証明書について、①国税は「納税証明書（その3の3）」で足りますか。②都道府県税・市町村税は、本店所在地の自治体が発行するものでよろしいでしょうか（佐野市内に営業所がある場合に佐野市の証明も必要か）。③東京都特別区に本店を置く法人の法人市町村民税相当分、及び固定資産税の課税がない場合の取扱いをご教示ください。【募集要項 p.14 7.(2)2) 納税証明書】	①国税については、「納税証明書（その３の３）」を提出してください。 ②都道府県税及び市町村税については、申請者となる事業所の所在地を所管する自治体が発行する納税証明書を提出してください。 ③東京都特別区に所在する場合は、東京都が発行する納税証明書を提出してください。また、固定資産税等について課税がない場合は、当該税目に係る納税証明書の提出は不要です。
69	実績の証明書類について、契約書の写しで業務内容・面積等が確認できない場合は、「土地区画整理事業の事業計画書（写し）」の表紙及び施行者・施行地区・面積等が確認できる部分の抜粋でよろしいでしょうか。【募集要項 p.15 7.(2)2) 実績の証明】	差し支えありません。資格要件として求める実績の内容及び規模等が確認できる場合は、事業計画書の表紙及び施行者、施行地区、施行面積等が確認できる部分の抜粋で可とします。
70	様式1及び様式2の代表者名・押印について、支店長等の受任者名で提出すること（委任状を添付）は可能でしょうか。また、押印は実印・使用印のいずれによるべきかご教示ください。【募集要項 p.13 様式1・様式2】	支店長等に本プロポーザルに関する権限を委任している場合は、委任状を添付の上、受任者名で提出することが可能です。押印する場合は、実印又は適正に届け出た使用印のいずれでも可とします。
71	「換算係数による（技術士・RCCM・土地区画整理士・監理技術者資格者・1級土木施工管理技士）」について、換算係数の内容、算定の対象（全構成員の保有技術者数の合計か、配置予定技術者か）、基準日、1人が複数資格を有する場合の取扱い及び技術士の部門指定の有無をご教示ください。（共同企業体の構成員は参加表明後に変更できないため、構成員の選定に必要な事項として本段階でお伺いするものです）【募集要項 p.21 8.(4) 企業技術力】	企業技術力については、共同企業体を構成する全構成員が保有する対象資格者数を合計して評価します。基準日は参加表明書の提出期限日とし、対象資格は技術士、RCCM、土地区画整理士、監理技術者資格者及び1級土木施工管理技士とします。1人が複数の対象資格を有する場合は、重複して計上するものとします。なお、技術士については、総合技術監理部門及び建設部門を対象としています。換算係数の詳細については、審査基準に基づき評価します。

No.	質問事項	回答
72	①事業統括責任者は、いずれの構成員に所属する者でもよろしいでしょうか。資格要件、雇用期間等の要件があればご教示ください。 ②業務代理人・主任技術者・管理技術者・照査技術者（6.2）は、調査設計業務委託契約の相手方となる構成員に所属する者である必要がありますか。調査設計を担当する構成員が複数ある場合、いずれの構成員に所属する者でもよろしいでしょうか。【要求水準書 p.11～12 6.1・6.2 実施体制】	①事業統括責任者は、共同企業体のいずれの構成員に所属する者でも可とします。資格要件及び雇用期間については、要求水準書に定める要件のほか、関係法令及び佐野市建設工事における技術者配置基準に基づき、適切な者を配置してください。 ②業務代理人、主任技術者、管理技術者及び照査技術者は、調査設計業務を担当する構成員に所属する者を配置してください。調査設計業務を担当する構成員が複数ある場合は、いずれの構成員に所属する者でも可とします。
73	調査設計業務委託契約及び工事請負契約について、次の点をご教示ください。 ①調査設計を担当する構成員が複数ある場合、委託契約は構成員ごとに締結するのか、設計共同体として締結するのか。 ②各契約の履行について、契約の相手方以外の構成員も連帯して責任を負うのか。 ③契約保証金（請負代金額の10分の1）は、各契約ごとに当該契約の相手方となる構成員が納付するのか。【募集要項 p.10 5.(3)(4)／実施要領 8.(3)】	①調査設計業務又は工事施工を複数の構成員で分担する場合の契約形態については、優先交渉権者決定後、業務分担及び実施体制を踏まえ、市と優先交渉権者で協議の上、決定します。 ②各構成員の責任については、基本協定及び各契約において定める予定です。 ③契約保証については、各契約の契約金額に応じて必要な契約保証を求める予定です。 なお、優先交渉権者の組織形態、業務分担及び協議結果によっては、設計施工一括契約方式を採用する場合があります。その場合の契約当事者、各構成員の責任関係及び契約保証については、当該契約の内容に応じて定めます。
74	配付資料1（第5章5.3 土工計画）では不足土171,864㎥（運搬土量206,237㎥）を公共残土で賄うとされ、第12章（概算工事費）では「敷地内の不足土は、他工事からの発生土（運搬費は計上しない）」とされています。次の点をご教示ください。 ①市が公共残土の発生元を確保し、運搬費を含め市又は発生元事業の負担で現場まで搬入されるとの理解でよろしいでしょうか。 ②現時点で想定している発生元（事業名・発生時期・土質）をご教示ください。 （参加の可否及び共同企業体の構成を参加表明時に判断する必要があるため、本段階でお伺いするものです）【配付資料1 第5章 5.3・第12章／要求水準書 5.1.8(2)2)b)】	①不足する盛土材については、公共残土の活用を基本として検討するものとしますが、各企業が所有する残土を一体的に利用する提案も可能です。公共残土の確保主体、現場までの運搬方法及び運搬費の負担については、現時点では確定していません。公共残土の発生元、発生時期、数量、土質等を確認した上で、市と受託者で協議し、決定します。 また、土質については、県の「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」や国土交通省の技術基準「発生土利用基準」、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壌環境基準」に基づき、最適な土質を受け入れることとします。 ②現時点では、公共残土の具体的な発生元、発生時期及び土質は確定していません。
75	街区確定測量、画地確定測量は埋標も含まれますか。【要求水準書P4 5.1.1(3)測量】	街区確定測量及び画地確定測量には、必要となる境界標等の設置を含むものとします。
76	街区数は土地利用計画平面図（案）より5街区と認識します。想定されている画地数についてご教示ください。【要求水準書P4 5.1.1(3)測量】	街区数は5街区を想定しています。画地数については、現時点では確定しておらず、今後の土地利用計画及び立地企業との調整等により決定する予定です。
77	橋梁・上水道・用水路は実施設計の対象外ですか。【要求水準書P5 5.1.8(2)実施設計・積算】	橋梁及び上水道については、実施設計の対象外となります。用排水路については、既設管の切り回し等が対象となります。ただし、本事業の実施に伴い設計内容の変更又は追加の検討が必要となる場合は、その内容について市と受託者で協議の上、対応するものとします。
78	関係機関協議による設計内容の追加変更は想定されていますか。 例：調整池放流管、横断水路切り回し等【要求水準書P5 5.1.8(2)実施設計・積算】	関係機関との協議結果により、設計内容の追加又は変更が生じる可能性があります。その場合は、市と受託者で協議の上、対応するものとします。
79	調達方法・搬入計画を検討するにあたり盛土材等の制約条件はありますか。【要求水準書P5 5.1.8b）土工計画】	盛土材等については、関係法令、「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」、国土交通省の「発生土利用基準」その他の関係技術基準に適合し、設計条件及び施工条件を満たすものとしてください。
80	菊沢川改修計画について、事業スケジュールや施工時期の見通し、現時点で想定されているスケジュール等がございましたら、ご教示ください。【要求水準書P7 5.1.8(3)施工計画】	別途情報提供いたします。提供方法につきましては、募集要項P22.9.配布資料 に記載の方法と同様といたします。
81	受託者の業務が記載されていない項目あるいは「※右記のとおり、佐野市で過年度実施済み」と記載のある項目は、原則作業が発生しないと解して宜しいですか。作業が発生する場合は、別途協議として宜しいですか。【委託内容と役割分担表全般】	受託者の業務が記載されていない項目及び市が過年度実施済みとしている業務については、原則として受託者の業務対象外とします。ただし、募集要項、要求水準書等において、その後の変更対応、追加検討等を受託者が行うこととしている業務を除きます。新たな作業が必要となった場合は、市と受託者で協議の上、決定します。
82	1.土地及び建物調査等において、不突合は地区内に存在しない、あるいは処理済みであると考えて宜しいですか。【委託内容と役割分担表P1(1)調査及び測量】	土地及び建物調査等については、市が過年度に実施した調査成果を基本として業務を実施するものとします。なお、業務実施に当たり新たに不突合が確認された場合は、その対応について、市と受託者で協議の上、決定します。
83	1. 審議会に関する業務内容は③運営に関する資料作成、印刷が対象であり、選挙人名簿作成を含め選挙に関する作業は対象外ですか。【委託内容と役割分担表P3(5)審議会】	ご認識のとおりです。受託者の業務は、審議会の運営に関する資料作成、印刷等を対象とし、選挙人名簿の作成を含む土地区画整理審議会委員の選挙に関する事務は対象外とします。
84	法第76条申請意見書内容確認にあたっての確認方法（資料の受け渡し等）についてご教示ください。【委託内容と役割分担表P6(12)その他①】	法第76条申請に係る資料については、市から受託者へ提供し、受託者において申請内容を確認の上、市へ確認結果を報告することを想定しています。具体的な資料の受け渡し方法等については、契約締結後に市と受託者で協議の上、決定します。

No.	質問事項	回答
85	「委託内容と役割分担表」では①施設物の調査 ④事業計画変更は佐野市で実施済・実施予定とあります。業務対象外で宜しいですか。【募集要項P5⑸包括委託の範囲】	施設物の調査については、市が過年度に実施した調査成果を基本とするため、原則として新たな調査は想定していません。ただし、既存の調査成果では不足する場合等は、必要に応じて対応するものとします。 事業計画変更については、当初事業計画書は市が作成しますが、事業認可後に事業計画変更が必要となった場合の変更案の作成は、契約締結後に市と受託者で協議の上、決定します。
86	実績となる土地区画整理の事業計画書（写し）については秘密保持の観点から提出には施行者承諾が必要と認識します。HP等で公開されている事業概要等の提出で代替え可能でしょうか。【募集要項P152.提出書類】	資格要件として求める実績の内容及び規模等が確認できる場合は、ホームページ等で公表されている事業概要その他の資料をもって、事業計画書の写しに代えることを可とします。なお、当該資料のみでは必要な事項が確認できない場合は、確認できる資料を追加で提出してください。
87	募集要項4に記載された要件のほかに、佐野市の建設工事・測量設計等の入札参加資格者名簿への登録、格付、経営事項審査の点数等の条件はありますか。【募集要項P.7 4.参加資格】	募集要項4に定める参加資格要件のほかに、佐野市の建設工事・測量設計等の入札参加資格者名簿への登録、格付及び経営事項審査の総合評定値等に係る要件は設けていません。
88	代表企業の条件について、共同企業体で参加する場合、建設業者、調査設計業務者いずれも代表企業となることは可能ですか。また、代表企業の条件（業務分担割合等）はありますか。【募集要項P.7 4.参加資格】	代表企業について、担当業務の指定はありません。募集要項に定める参加資格を満たす構成員であれば、建設業務又は調査設計業務のいずれを担当する構成員も代表企業となることが可能です。また、代表企業の業務分担割合について、特段の要件は設けていません。
89	地域企業の参画は評価要素であり、地域企業を構成員に含めない場合でも参加資格は有する、との理解でよろしいでしょうか。地域企業の構成員参画と、協力会社・下請としての活用について、資格上の必須条件があればご教示ください。【募集要項P.7 4.参加資格】	ご認識のとおりです。地域企業の参画は参加資格上の必須要件ではなく、地域企業を構成員に含まない場合でも、募集要項に定める参加資格要件を満たしていれば参加可能です。なお、地域企業の構成員としての参画又は協力会社・下請負人等としての活用については、資格上の必須条件とはしていませんが、提案競技審査において評価の対象となります。
90	調査設計業務又は工事施工を複数構成員で分担する場合、各企業が個別に契約（工事請負契約・業務委託契約等）を締結する想定でよろしいでしょうか。【募集要項P.10 5.基本協定】	調査設計業務又は工事施工を複数の構成員で分担する場合の契約形態については、優先交渉権者決定後、各構成員の業務分担及び実施体制を踏まえ、市と優先交渉権者で協議の上、決定します。
91	基本協定の内容について現時点で草案、あるいは何かお考えがあれば開示いただけますでしょうか。【募集要項P.10 5.基本協定】	基本協定（案）については、現時点での提示は予定しておりません。優先交渉権者の決定後、基本協定の締結に向けた協議を行い、その内容を決定する予定です。
92	調査設計業務委託契約等、工事請負契約等の締結時期について、想定時期をご教示ください。また、募集要項P.12のフローに示されている「本契約締結」(令和9年3月下旬)とは、業務委託契約または工事請負契約を指すか、あるいは佐野市議会の議決をもって優先交渉権者が正式に受託者となることを指すかご教示ください。【募集要項P.10 5.基本協定　募集要項P.12 6.選定方法及び手順】	契約締結時期につきましては、令和9年度中を予定しております。ただし、募集要項P10.5.基本協定(3)～(5)に記載のとおり、優先交渉権者の組織形態に応じて、契約方法が異なります。本契約締結は、佐野市議会の議決をもって優先交渉権者が正式に受託者となることを指します。
93	建設業者要件には施工実績の具体的条件がない一方、業務実績確認表（様式３－１）、及び実績となる工事請負契約等の提出が求められています。造成工事実績は参加資格の必須要件ですか、それとも提案競技の評価項目上の評価要素ですか。必須要件となる場合は、必要な件数、規模、工種、完成の要否等をご教示ください。【募集要項P.8 4.参加資格】	造成工事の施工実績は参加資格の必須要件ではなく、提案競技審査における評価対象です。このため、参加資格として必要な件数、規模、工種、完成の要否等の条件は設けていません。様式３－1には、平成28年以降の代表的な造成工事の施工実績を記載してください。
94	実績となる工事請負契約等について、守秘義務や個人情報に係る部分等について一部マスキング加工を行うことは差し支えないでしょうか。【募集要項P.15 7.応募手続】	差し支えありません。ただし、発注者、受注者、工事名称、工事内容、工期、施工規模等、実績の確認に必要な事項については、確認できる状態で提出してください。
95	実績となる工事請負契約等について、複数の契約に分かれている場合、一部の契約の添付で充分でしょうか（契約実態のみを確認する場合）。あるいは、全体工期、総土工量等の確認のため、全ての契約書を添付する必要がございますか。【募集要項P.15 7.応募手続】	実績の内容、全体工期、施工規模、土工量等、実績確認に必要な事項が確認できる場合は、全ての契約書を添付する必要はありません。一部の契約書により必要な事項が確認できない場合は、当該事項を確認できる契約書、CORINS登録内容確認書、仕様書等の資料を併せて提出してください。
96	実績となる工事請負契約等について、発注者の種別（官公庁・民間企業・土地区画整理組合等）、その他条件はございますでしょうか。【募集要項P.15 7.応募手続　様式集 様式3-1】	発注者の種別について、官公庁、民間企業、土地区画整理組合等の別による制限はありません。様式３－1に示す造成工事の施工実績として、その内容及び規模等が確認できる実績を記載してください。
97	実績となる工事請負契約等について、過去の共同企業体の構成員としての実績、元請企業からの再委託・下請としての実績は認められますか。【募集要項P.15 7.応募手続　様式集 様式3-1】	共同企業体の構成員としての施工実績は認めます。元請として受託した実績又は共同企業体の構成員として施工した実績を対象とし、下請として施工した実績は対象外とします。
98	共同企業体では構成員ごとの実績を記載するのか、共同企業体として代表的実績を選定するのかをご教示ください。【様式集 様式3-1、3-2】	共同企業体の場合は、各構成員が有する実績を記載してください。様式３－１及び様式３－２は、実績を有する構成員ごとに作成してください。また、参加者全体で合計5事業まで記載してください。
99	「※平成28年以降の施工実績を記入してください。」とありますが、「（施工中を含む）」とあるように、平成28年以降に着工したものという理解でよろしいでしょうか。あるいは、平成28年以降に竣工したものを含められますでしょうか。【様式集 様式3-1】	対象となる実績は、完成済みのものは平成28年以降に完成した施工実績、現在施工中のものは平成28年以降に着工した施工実績とします。
100	土工量は、切土量、盛土量又は両者の内、いずれを記載すればよろしいでしょうか。【様式集 様式3-1】	土工量については、切土量及び盛土量の両方を記載してください。なお、いずれか一方のみの工事の場合は、該当する土工量を記載してください。

No.	質問事項	回答
101	事業統括責任者、業務代理人、主任技術者、管理技術者、照査技術者、現場代理人等は、資格要件確認書類の提出時点、あるいは事業提案書提出時点で、氏名まで確定する必要がありますか。それとも契約締結時でよいでしょうか。また、提案書提出時までに決定が必要な場合、事業統括責任者を除き、協議の上で変更することは可能でしょうか。【募集要項P.19 8.提案の審査項目等　要求水準書P.11 6.実施体制及び各業務における実施者】	資格要件確認書類の提出時点では、事業統括責任者及び各技術者の氏名を確定する必要はありません。事業提案書提出時には、事業実施体制の評価対象となる配置予定技術者について、氏名、経歴、実績及び役割分担等が確認できるよう記載してください。 なお、事業統括責任者の変更は原則として認めません。その他の配置予定技術者については、やむを得ない事由がある場合には、要求水準書に定める資格要件等を満たし、かつ、提案時と同等以上の能力を有する者への変更について、市と協議の上、認めるものとします。
102	募集要項4(1)では代表企業を除く構成員の変更について例外があるとする一方、4(3)②では代表構成員を含む変更時の協議が規定されています。応募・選定・契約後の各段階で認められる変更の範囲、やむを得ない事情の判断基準及び承認手続についてご教示ください。【募集要項P.7、P.9 4.参加資格】	参加表明書提出後の共同企業体の構成員の変更は原則として認めません。ただし、やむを得ない事情（例：災害等により会社が事業継続できない等。）があると市が認め、新たな構成員が参加資格要件を満たすことを確認できた場合は、代表企業以外の構成員の変更を認めることがあります。選定後又は契約締結後に変更の必要が生じた場合は、その事情及び参加資格要件等を確認し、市との協議により取扱いを決定します。